

申請手順

- ①国分生協病院医療相談窓口にご相談
- ②専門の相談担当者とお話
- ③経済状況を確認出来る書類(給与明細、年金通知書、預金通帳等)の提出
- ④生活保護法による収入基準を参考に、全額減免、半額減免の可否を判定、通知

※当事業に該当しない場合も、公的な制度や社会資源の活用、生活改善の方法を見つけて、一緒に生活を見直していきましょう。



「まずは、治療が優先です。心配せず、
こんなときはぜひご相談下さい。」

- 👉 病気や障害によって一時的に収入がなくなり、医療費を支払うことが困難になった。
- 👉 年金収入だけで生活がままならず、医療費の支払いが難しい。
- 👉 「医療費が払えない」と、治療を受けず、苦しんでいる(悩んでいる)人から相談を受けた。
など

お問い合わせ先

国分生協病院 医療相談窓口(受付横)
霧島市国分中央3丁目38-14 ☎0995-45-3206

平成30年3月作成

医療費の支払いでお困りの方へ 無料低額診療事業のご案内



～生活困窮者のいのちを守るために～

国分生協病院 医療相談窓口

☎0995-45-3206

お気軽にご相談下さい。



無料低額診療事業とは

「無料低額診療事業」とは、生活困難な方が経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会が制限されることのないよう、社会福祉法にもとづき申請し、病院が医療費の自己負担分の全額又は一部を負担し医療を提供することができる事業です。当院としては、支払いが出来ないことを理由に、受診抑制をなくすために、霧島市で初めてこの事業を行うことになりました。より多くの「いのち」を守るため、当事業を広めていきたいと考えています。

Q & A

Q1 どんな人が利用できますか？

A 国分生協病院で治療を受けられる方で、経済的な理由で診療費の支払いが困難な方です。ただし、一定の条件があります。

Q2 医療費のどれくらいが免除となりますか？

A 対象者の自己負担額の全額もしくは半額が免除されます。

Q3 対象者の基準はありますか？

A 国で定める生活保護法による、生活扶助＋住宅扶助基準の概ね150%以下の収入の方となります。



Q4 手続き窓口はどこですか？

A この事業の利用を希望する方は、国分生協病院の医療相談窓口にお申し出ください。

Q5 対象となる診療費はどこまでですか？

A 国分生協病院で行われた外来、入院での保険診療となります。

Q6 申請に必要なものがありますか？

A 基準を満たしているかどうか判断するため、源泉徴収票・課税証明書・給与明細書、預金通帳のコピーなどの提出をお願いすることになります。あらかじめご了承ください。

事例紹介

・A氏(52歳) 心筋梗塞で当院に緊急入院

◎家族構成～専業主婦の妻(47歳)と長男(15歳)と3人暮らし。
◎収入状況～A氏の収入(12万円)のみ 貯金なし。

・B氏(73歳) 急性肺炎で当院に緊急入院

◎家族構成～無職の長男(50歳)と2人暮らし。
◎収入状況～B氏の年金(月7万円)のみ 貯金なし。

上記事例も、申請をすることで、全額減免の認定を受け、患者負担なしで治療を受けることが出来ました。